

令和7年第5回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和7年5月2日（金）

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時12分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	年 綱 和 代
委 員	鴨 川 明 子	委 員	的 場 美規子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
教 育 調 整 課 長	徳 永 創	教 育 指 導 課 長	坂 元 竜 二
主 任 指 導 主 事	北 中 啓 勝	統 括 指 導 主 事	池 田 知
教 育 支 援 課 長	菊 地 ゆ み	統 括 指 導 主 事	辻 慎 二
学 校 運 営 課 長	高 橋 和 孝		

書記

教 育 調 整 課 主 査	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	---------	---------------	---------

議事日程

議 案

日程第1 第26号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

報 告

- 1 令和6年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について（教育指導課長）
- 2 区立学校における越境樹木の枝の切除状況について（学校運営課長）
- 3 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和7年新宿区教育委員会第5回定例会を開会します。

本日の会議は全員出席していますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、星野委員にお願いいたします。

○星野委員 かしこまりました。

◎ 第26号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第26号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、第26号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第26号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、東京都において、子育て部分休暇制度が新設されたことに伴い、教育長への委任事項の新設等のため、規定の整備を行うものです。

改正内容について御説明いたします。

子育て部分休暇とは、小学校1年生から3年生までの子を養育するために1日2時間以内で取得できる無給の休暇です。教職員、時間講師、日勤講師に係る教育長への委任事項について、子育て部分休暇を追加いたします。

東京都において、令和7年4月1日から施行となっておりますことから、遡及適用し、令和7年4月1日から適用するというものでございます。

それでは、第26号議案を御覧いただき、2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

第2条、1号、「カ」というところがございます。こちらは、教職員について都条例で新設された子育て部分休暇に関する規定を追加するものです。

同様に、このページの下から5行目のところからは、時間講師に関する規定になっており

ますが、次のページの中段やや下、「リ」というところがございます。ここで、時間講師に関する子育て部分休暇の部分を追加しております。

次に、21号の一番下「ル」は、日勤講師について追加したものでございます。

なお、子育て部分休暇に関する規定の追加以外の部分については、所要の規定の整備となっております。

新旧対照表の最後のページを御覧いただけますでしょうか。

附則となります。

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用いたします。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきたいと存じます。

第26号議案の提案理由です。

東京都において、子育て部分休暇制度が新設されたことに伴い、教育長への委任事項を新設等する必要があるためでございます。

以上御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第26号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第26号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第26号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了します。

◆ 報告1 令和6年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との
相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について

◆ 報告2 区立学校における越境樹木の枝の切除状況について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。報告1及び報告2について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、私から報告1、令和6年度 児童・生徒の健全育成に関する警察

と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について、御報告させていただきます。

初めに、本制度につきましては、児童・生徒の健全育成のために子どもたちの非行等の問題行動の防止と安全確保のために、学校と警察がそれぞれの役割を果たし、連携して効果的な対応を行うために、平成17年6月に警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。

本日は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の状況について、御報告させていただきます。

それでは、資料を御覧ください。

学校から警察への個人情報を提供した10件の事案、外部提供についてでございます。

なお、恐れ入りますが、個人情報の保護の観点から詳細な説明については、行うことができないことを御理解くださいますようお願いいたします。

まず、1番です。こちら公然わいせつの事案でございます。

部活動再登校中の女子生徒に男性が下半身を見せた公然わいせつ事案について、生徒が犯罪に巻き込まれたり被害者となったりすることを防ぐために、警察に協力が必要であると判断し、保護者の了解を得て、学校から警察に電話にて情報提供を行いました。

次に、2番です。こちら対児童暴力の事案です。

中学生が小学生を付け回していると警察から学校へ連絡が入り、警察から中学生保護者の連絡先を提供してほしいと依頼があり、校長が警察へ連絡することが特に必要と判断し、保護者連絡先を学校から警察に、電話にて情報提供を行いました。

次に、3番です。児童の安全のため、警察に協力を求めた事案でございます。

小学生が下校時に男性から暴言を吐かれ、学童擁護員が仲裁に入りました。学校は学童擁護員から報告を受け、その児童が犯罪に巻き込まれたり被害者になったりすることを防ぐために、警察の協力が必要と判断し、学校から警察へ通報するとともにパトロールの強化を依頼しました。

続きまして、4番です。こちらは問題行動に関する事案です。

上履きを隠される事案について、警察に被害生徒保護者から相談があり、警察署の担当者が学校を訪問し、詳細を確認しました。警察からの説明を受け、校長が警察へ情報提供する必要があると判断し、被害生徒の情報を面接にて警察へ提供しました。

5番は、4番に関する加害生徒の問題行動についての事案です。

4番の事案の行為について、加害者と思われる生徒に確認したところ、全ての項目について自分が行ったと認めたため、学校が児童相談所や警察との連携が必要であると判断し、加害生徒の情報を面接にて警察へ提供したものでございます。

1枚めくっていただきまして、6番です。こちら問題行動についての事案です。

近隣住宅のインターホンが複数回押される事案につき、警察署が持参した防犯カメラの写真を校長と副校長が確認し、当該校の児童と認められたため、学校から警察に保護者の連絡先を面接にて警察へ提供しました。

7番は、近隣トラブルに関する事案でございます。

公園でサッカーをして遊んでいた小学生に対して、同級生の保護者が厳しく問い詰めることがありました。その際に、暴行があったのではないかと問い詰められた児童の保護者から警察へ訴えがあり、そのことについて警察署の少年係が捜査関係事項照会書の回答を学校に求めたため、同級生保護者の連絡先を面接にて警察署に提供したものでございます。

続きまして、8番です。こちら問題行動についての事案です。

スキー教室において、男子生徒が女子生徒の部屋に侵入しようとしてしました。そのほか、その女子生徒に対してSNSによる卑わいな内容の送信や靴箱での問題行動など、複数回にわたり悪質な迷惑行為が続きました。学校は繰り返し指導してきたものの、学校だけでは解決が難しいと校長が判断し、男子生徒の情報を警察に電話にて提供をいたしました。

9番は、今の8番の問題行動についての追加の情報提供です。

8番の事案を受け、女子生徒の保護者から警察署にこれまでの経緯を説明してほしいとの要望があったため、学校より警察署へ女子生徒の個人情報と保護者の要望を電話にて提供したものでございます。

最後、10番です。こちらは父親からの性被害についての事案でございます。

女子生徒から父親からの性被害を受けているとの訴えがあり、学校より児童相談所に通告した後、児童相談所から警察に連絡をし、捜査のため、学校が把握していた情報を警察へ提供したものでございます。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**学校運営課長** 続きまして、区立学校における越境樹木の枝の切除状況について、御報告させていただきます。

こちらにつきましては、前回4月4日の教育委員会にて、「訴訟事件の終了について」で御報告をさせていただきました越境樹木の枝の切除が一定程度行われましたので、御報告す

るものでございます。

記書以下、御覧ください。

経過でございます。

3月7日に、令和7年3月末日までに当該樹枝切除を行う旨の和解が成立しましたが、天候不順により、4月5日、19日、20日の3日間において切除作業が実施されました。

2番、切除後の状態を御覧ください。

切除前の写真が令和4年5月18日時点のものとなります。御覧のように、葉が生い茂った際には、教室の窓に干渉する状況となっておりました。次に切除後の写真を御覧ください。こちらは、令和7年4月20日時点のものとなります。越境された樹枝が一定程度切除がされたものでございます。

切除の内容につきましては、今後、双方代理人の立会いを行い、履行内容について双方の確認を取りまして、完了という流れとなります。

報告は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。まず、報告1について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

◆ 報告3 その他

○教育長 次に報告3、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 2時12分閉会